

新体育館に関する特別委員会会議録

○日 時 平成30年3月5日（月） 本会議終了後

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第23号 平成30年度塩尻市一般会計予算中 歳出10款教育費中6項保健体育費2目体育施設費のうち新体育館建設事業

議案第32号 平成29年度塩尻市一般会計補正予算（第9号）中 歳出10款教育費中6項保健体育費2目体育施設費のうち新体育館建設事業

○出席委員

委員長	永田 公由 君	副委員長	永井 泰仁 君
委員	金田 興一 君	委員	小澤 彰一 君
委員	篠原 敏宏 君	委員	平間 正治 君
委員	村田 茂之 君	委員	中野 重則 君
委員	横沢 英一 君	委員	西條 富雄 君
委員	金子 勝寿 君	委員	山口 恵子 君
委員	牧野 直樹 君	委員	古畑 秀夫 君
委員	中原 巳年男 君	委員	中村 努 君
委員	丸山 寿子 君	委員	柴田 博 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

副市長	米窪 健一朗 君
こども教育部長	中野 昭彦 君
生涯学習スポーツ課長	胡桃 慶三 君
スポーツ推進係長	田下 高秋 君
新体育館建設プロジェクト担当係長	佐々木 高史 君

○議会事務局職員

事務局長	竹村 伸一 君	事務局次長	横山 文明 君
議事調査係長	藤間 みどり 君		

午後1時31分 開会

○**委員長** それでは定刻になりましたので、ただいまから3月定例会、新体育館に関する特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、委員全員が出席をしております。この際に申し上げます。審査に関する発言につきましては、委員、職員ともに全てマイクを使用させていただきますようお願いいたします。

それでは、審査に入る前に、理事者から挨拶を受けることといたします。

理事者挨拶

○**副市長** 本会議に引き続きまして、特別委員会を開催いただきまして、大変ありがとうございます。

御審議をいただく内容につきましては、平成30年度塩尻市一般会計予算中、新体育館にかかわる予算の御審議並びに平成29年度の塩尻市一般会計補正予算、同様の補正予算でございます。どうぞよろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

○**委員長** それでは、審査に入ります。なお、発言に際しては議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。議事進行への御協力をお願いいたします。

議案第23号 平成30年度塩尻市一般会計予算中 歳出10款教育費中6項保健体育費2目体育施設費のうち新体育館建設事業

○**委員長** 議案第23号平成30年度塩尻市一般会計予算中、歳出10款教育費中6項保健体育費2目体育施設費のうち新体育館建設事業を議題といたします。説明を求めます。

○**生涯学習スポーツ課長** それでは、今ありました、10款教育費、保健体育費2目体育施設費のうち新体育館建設事業につきまして御説明申し上げます。予算書につきましては、323、324ページ。説明資料につきましては、45ページ最下段になります。それでは、説明に移らせていただきます。

2つ目の白丸、新体育館建設事業2億557万5,000円でございます。1つ目の黒ポツ、選定委員報酬166万1,000円及び5つ目の黒ポツ、費用弁償49万4,000円につきましては、来年度より行ってまいります実施設計と工事施工につきまして、まだ仮称ではございますけれども、塩尻市新体育館建設事業設計施工者選定審査委員会にて選定いたしますので、これにかかわる委員報酬と費用弁償となります。続きまして、中段の黒ポツ、基本設計委託料470万円でございます。昨年度債務負担行為をとりました基本設計について30年度分となります。次の黒ポツ、コンストラクション・マネジメント業務委託料3,220万円は、基本設計支援として820万円、設計施工一括発注支援に要する費用2,400万円、計3,220万円となっております。4つ下の黒ポツ、工事請負費2,100万円は、債務負担行為をとります設計施工一括発注の30年度分となります。下から2つ目の黒ポツ、用地取得費につきましては1億3,600万円。用地取得に伴う補償費となります。予算の説明につきましては以上でございます。御審議のほどよろしくようお願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。ただいまの説明に対し、質問、意見のある方はをお願いいたします。

○**中村努委員** 設計者の選定委員等コンストラクション・マネジメントの関係ですけれども、いわゆるCMの方はこの選定にどういうふうに関わってくるのか教えてください。

○**生涯学習スポーツ課長** かかわりにつきましては、基本設計時での選定をしていた際のかかわり方と同じでござ

ざいまして、それぞれCMからいろいろ指示等、また、提案等をいただきまして、これからの設計施工の業者の選定につきまして詰めていくという形の関係となります。

○中村努委員 そうするとCMの方の誰かがこの選定委員に入るということではなくて、行政側がアドバイスを受けるというようなことで、選定はプロポーザルだとは思いますが、かなりその部分について意見というか、そういうのはCMのほうからあるというふうに理解していいと思うわけですか。

○生涯学習スポーツ課長 議員がおっしゃるとおりでございます。CMの業者が選定委員に入ることはございません。基本設計を選定した際にも同じでしたけれども、建築畑で識見のある方を、委員としてお願いをしまして、設計施工につきまして選定をしていくという形になります。

○委員長 ほかにいかがですか。

○柴田博委員 用地取得費ですけれども、単価と面積をお願いします。

○生涯学習スポーツ課長 担当係長から御説明申し上げます。

○新体育館建設プロジェクト担当係長 用地の取得単価につきましては、現状畑でございますが、宅地見込地の評価をしております、平米1万5,800円となっております。面積につきましては、全部で買収といたしまして、3万5,000。

○委員長 慌てないでいいんで、しっかりと確認してから。

○新体育館建設プロジェクト担当係長 全部で約2万3,000平米を買収する計画となっております、本年度につきまして、2万2,000平米を買収いたします。次年度につきまして、1万、桁が違う。

○柴田博委員 1,000。

○委員長 2万2,000じゃ足りないわ。繰越明許があるからね。

○新体育館建設プロジェクト担当係長 済みません。全部で用地取得面積は2万2,639になります。次年度分につきましては、1万5,080平米を予定しております。

○柴田博委員 さっき、2万2,000って言ったじゃない。

○委員長 全体が2万2,000。

○新体育館建設プロジェクト担当係長 全体です。

○柴田博委員 本年度分。

○新体育館建設プロジェクト担当係長 全体で2万2,639平米を予定しております。次年度分につきまして、1万5,080平米となります。そのうちですね。

○柴田博委員 本年度は。さっき、全体で、初めは2万3,000で、そのうち2万2,000平米分って言ったと思ったんだけど。

○新体育館建設プロジェクト担当係長 先ほどののは済みません。間違っておりました、私。済みません。

○柴田博委員 この1億3,600万円は何平米分かってことだけ。

○新体育館建設プロジェクト担当係長 1万5,080です。

○柴田博委員 それは次年度。

○新体育館建設プロジェクト担当係長 済みません、申しわけございません。再度訂正させていただきます。次年度取得につきましては8,607平米です。

○柴田博委員 だから、1万5,080と8,607ってことだ。それで、これは更地の状態で取得するという
ことですか。それとも何か障害物等あって、それを市のほうで除去するというということなのか、その辺を。

○生涯学習スポーツ課長 用地費のほかに、支障物の補償費等を御支払しておりますので、支障物についてはそ
の地主の方に撤去していただいた上で、更地で受けるという形になります。以上です。

○平間正治委員 工事費の2,100万円の内容を教えてください。

○生涯学習スポーツ課長 2,100万円につきましては、実施設計の30年度分に当たります。

○平間正治委員 工事請負費の2,100万円の内訳を教えてください。

○生涯学習スポーツ課長 今回は設計施工一括発注を予定してございますので、30年度分につきましては、実
施設計並びに施工も一部含むとは思いますが、基本的には実施設計分の30年度2,100万円という形にな
っております。

○平間正治委員 じゃあ、予算区分上で、それは工事請負費扱いってということですか、実施設計も。それは適切
であるってことですか。予算項目上、予算を計上する場合の予算項目はそれでいいのかどうか。

○こども教育部長 その点につきましては、財政課のほうと打ち合わせをさせていただいて、どんな形で予算計
上をするかということで打ち合わせをさせていただいた結果、工事請負費として一括でいいという判断で、こ
ういう形で盛りさせました。

○平間正治委員 それは財政課の判断ですか、市の。それとも、この予算書のつくり方の上でもそれが適正つ
てということですか。

○こども教育部長 設計施工一括発注方式ですので、先ほど申しましたように、どんな形で計上するかとい
うことで、まず内部協議をさせていただいた結果、こういう形で計上という形に。

○平間正治委員 実施設計のほうは設計でここに項目として上げておいて、それを入札なら入札。その手をつけ
るときには、この項目的には2つに出てくるんですけども、全部を一緒に入札やるわけじゃないですよ、全
部分を。どういう形になるんでしょうか。全体事業のうちの一部だけの発注をするってことですか、これは。

○こども教育部長 あくまでも、設計施工一括発注方式でございますので、工事分と実施設計分を合わせた形で
発注になります。

○平間正治委員 中身は、その実施設計だけで工事分は入ってない。いわゆる工事の分はないということですね。

○柴田博委員 済みません。先ほどの用地取得費ですけど、単価の1万5,800円と、今年度分の約1万5,
000平米を掛けると、この1億3,600万円にはならないけど。

〔「8,607で出るかもしれない」の声あり〕

○柴田博委員 8,607は来年でしょう。

〔「新年度の」の声あり〕

○柴田博委員 新年度、この分だけってことね。OK、OK、OK。

○村田茂之委員 コンストラクション・マネジメント業務委託料ってなっているんですけど、以前から何を頼む
かってことをしっかりやってくださいと。もう業務委託契約書っていうのはできているんですか。

○生涯学習スポーツ課長 現在作成中でございます。

○村田茂之委員 その場合の積算方法なんだけど、実施設計から実際の施工のところの監督も入っている。それ

でそのときに、例えば月ごとなのか、何かの節目ごとに仕事が出るんだと思うんですけども、それはもうみんな見積もってあるんですか。どの段階で何をやっていただいて、トータルで何人月とか。その辺、ちょっと教えてください。

○生涯学習スポーツ課長 コンストラクション・マネジメントにつきましては、これから30年度、31年、32年にわたりまして、設計並びに施工の支援という形でお願いすることになります。今、議員、御指摘のとおりそれぞれ工期、それから工区並びにその進捗状況によりまして、いつ幾日にこういった形で支援をしていくということが大ざっぱではございますけれども、工程に基づきまして見積もりをとった上で計上しているものでございます。

○篠原敏宏委員 債務負担行為の7ページのこちらとの関係について、総工費とかかる経費、その内訳が、今お聞きして何となくわかってきたんですが、工事請負費のことし分は、やる業務は、実施設計のみと。それが大きな科目っていうか、項目としては建設事業費の工事請負費で全部一括して計上すると。そのうちの、ことしにかかわる分はここに出てて、それ以外の部分は債務負担行為の30億1,400万円の中に入っているということによろしいですか。今、言っているのは。

○生涯学習スポーツ課長 議員のおっしゃるとおりです。今回につきましては、今のところ設計施工一括発注ということで考えておりますので。ただ、実際に2,400万円が実施設計のみかと言うと、一概にはそう言い切れないところがございます。それは実際、施工も含めた形で実施設計を組んでいきますので、純粹に実施設計にかかっているかというところは、なかなか区分できなかったというところで。それは施工者のノウハウ等も含めながら施工側と設計側が連携した形で実施設計を進めていきますので、純粹にこれまでの実施設計がここまですべて、施工はここまですべてということがなかなか言えないのかなというのが、今回の手法の特徴でもあると思います。

○篠原敏宏委員 要は、私どもの目から見ると、現場に手がついて機械やそういうのが動き始めれば、これは工事請負費の範疇になると。それで決算もそれで打つわけですよ、そうすると、それは来年度の予算に工事請負費として出てくるわけですよ。そうすると、さっきのお話の中で2,100万円の実施設計費、これはこしの内容がそれだと。ですが、現場が今はどういように動くかわからないっていう、中には逆に言うと、施工費が一部入ってくるかもしれないっていうふうに、今、とれたんですけど。こし動く現場は何ですか。

○生涯学習スポーツ課長 言葉足らずで済みません。あくまでも、施工側のノウハウを吸収しながら実施設計を組みますので、基本的には2,100万円ということで、実施設計費ということでお考えいただいてもいいと思うんですけども、どうしても今回は施工側のノウハウ等を組み入れてという形になりますので、実施設計費として2,100万円というくくりでお考えいただければと思います。

○篠原敏宏委員 あと、CM業者のほうの経費については、債務負担行為の中で3,740万円が32年度までのもので見積もられているということで、こし分はこしの予算、来年以降の業務の部分は債務負担行為で行っているということですよ。あの形はね。これで全部ですか。

○こども教育部長 おっしゃるとおりで、32年度、まあ平成32年度はありませんけれども、平成32年度までの工事のときまで、CMには携わっていただきますので、そこまでの債務負担を組んであります。

○篠原敏宏委員 設計監理業務が出てきますよね、監理。設計監理はどこにどうやって盛られることになります

か。

○**こども教育部長** 設計監理につきましては、まだどこに於いては具体的には検討しておりませんが、検討しているんですが、方向性を出してありませんけれども、一つには設計施工一括発注方式で施工者が施工監理をするっていうパターンも中には最近ありますので、全く違う立場で施工監理をするっていう昔の方式と違って、そういった形も今出てきてますので、施工監理についてはどんな形で進めるっていうのは今後検討したいと思えます。

○**篠原敏宏委員** CMさんは監理業務には一切かかわらないという認識でよろしいですか。

○**こども教育部長** あくまでも、私どものほうに立った形でマネジメントをしていただきます。工事の施工監理は、工事の施工が実施設計書に基づいてきちんと施工されているかというのを見るだけですので。CMの関わり方は、その中で例えば施工中に施工者が、こういうことで実施設計では、例えば資材、壁材ありますけど、もっといい形で安価でこういう形のものがあるとか、方法について多少こういうふうに変えたいとかいう提案もありますので、そういったところについて、それが適切かどうかというのを、私どもと一緒に判断を、例えば一例ですけども、そういう形で判断をしていくという携わり方になります。

○**委員長** ほかにいかがですか。

○**古畑秀夫委員** 用地取得費の関係ですが、先ほど説明を受けましたが、これは全体額は当初予想した額と同じなのかどうか。総額はどのぐらいかお聞きしたいと思います。

○**生涯学習スポーツ課長** 担当係長より御回答申し上げます。

○**委員長** しっかり確認してから答弁してくださいね。

○**新体育館建設プロジェクト担当係長** 用地の総額といたしましては、3億5,769万8,254円となっております。全体ですね。細かいですけど。

○**委員長** 古畑委員、それでは続けて質問してください。

○**古畑秀夫委員** 当初の予定のは4億円を確か超えていたと思うんですけど、その差額っていうのは、いわゆる先ほど言ったようにブドウ棚壊したりとか、小屋壊したりするのに入ってるっていう、その差額はそういう理解でいいのか、もうちょっと細かく説明してください。

○**こども教育部長** 用地費につきましては、先ほど申しました単価については1万5,800円で、もともと計上しておりますけれども、用地のほう、赤線、道路敷とかございますんで、不確定要素もございましたんでその分が差額になっておりますし、今申しましたように補償のほうは概算で盛ったところもございますので、交渉の中でしっかりと精査をさせていただいて決めていただいたということで、その分だけ差額が出ています。

○**委員長** そうすると、部長、確認するけど、今言われた三億何がしの中に、支障物の移転費とか補償も入っているのかいないのか、その辺だけはっきりしてください。

○**こども教育部長** 今、三億何がしには補償は入っておりません。

○**古畑秀夫委員** そうすると、その補償費はあとのどのぐらいプラスになるんでしょうか。

○**新体育館建設プロジェクト担当係長** 補償費につきましては約5,880万円となっております。ちょっと端数は。

○**委員長** ほかにいかがですか。

○平間正治委員 弁護士謝礼がありますけれども、体育館の建設にかかって弁護士さんをお願いするようなことが何かあるのか。

○生涯学習スポーツ課長 こちらの費用につきましては、1つ目弁護士謝礼につきましては、契約約款の作成にかかわる弁護士がこちらに来庁する際の日当として10万8,000円並びに一番下から弁護士費用として100万円がございまして、こちらについては、下から5つ目の黒ポツにつきましては、契約約款の作成の委託料でございまして100万円を計上させていただきます。当初はゼロから全て作成していただこうと思って300万円実計で上げましたけれども、今回もある程度こちらのほうでつくったものをリーガルチェックをしていただくという形で100万円の計上という形で予算を組んでおります。

○委員長 よろしいですか。これは、地権者、いわゆる13名との契約という、じゃなくて。

○生涯学習スポーツ課長 こちらの契約につきましては、今後設計施工で契約していきますこちらの業務の契約書について契約約款をつくっていただく業務になります。

○委員長 ほかにいかがですか。

○篠原敏宏委員 まだまだよくわからなくて。CM、コンストラクション・マネジメントの契約と契約内容と、これが債務負担行為とことしの現年予算とこうやって区分されていると。これは仕様書ができて、その仕様書の中身、業務を分け、時期を分け、それがことしと、来年の予算に分かれているという理解でよろしいですか。

○生涯学習スポーツ課長 議員、おっしゃるとおりで、年度ごとに進捗が変わってきますので、その都度見積もりをいただきまして、30、31、32と分けてCMをもらっていくという形の契約になります。

○篠原敏宏委員 29年度にやった作業、28年、29年のときに確かここでもお聞きしたんですが、債務負担行為をやらないんですかって聞いた覚えがあるんですけども、ことしからその中身とやり方が変わって、来年の債務負担をとるようになったっていう経過ですか。

○こども教育部長 以前予算のときもその話があったと思うんですが、あくまでも設計施工一括発注方式でいくかどうかというのは、その時点でまだ決まっていなかったんですが、設計施工一括発注方式ということで庁内でも行政設計審査会の中で決定をいただきました。ですので、来年度以降の予算については、債務負担行為をとって、今年度の債務をとらせていただいたということですので、前回まではまだそこまでしっかりその形でやるというふうに明確に決まっておりましたので、単年度の契約という形で計上をさせていただいたということです。

○委員長 ほかにいかがですか。よろしいですかね。

それでは、ないので、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決いたします。議案第23号塩尻市一般会計予算中当委員会に付託された部分については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案23号平成30年度塩尻市一般会計予算中当委員会に付託された部分につい

ては全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

**議案第32号 平成29年度塩尻市一般会計補正予算（第9号）中 歳出10款教育費中6項保健体育費2目
体育施設費のうち新体育館建設事業**

○**委員長** 議案第32号平成29年度塩尻市一般会計補正予算（第9号）中、歳出10款教育費中6項保健体育費2目体育施設費のうち新体育館建設事業を議題といたします。なお、これにつきましては、繰越明許費、それから地方債補正についても説明を加えていただきたいと思います。

○**生涯学習スポーツ課長** それでは、資料107ページ、108ページをごらんください。3つ目の白丸でございます。新体育館建設事業につきまして971万7,000円の減額となります。それぞれ業務報酬等が確定いたしましたので、減額をするものでございます。引き続きまして、繰越明許につきましては、現在鋭意に進めておりますので、用地取得並びに支障物の契約、各地権者さんとの契約を進めておりますけれども、これが今月末をもって締結できなかったものにつきましては、繰越明許という形になります。また、額等につきましては、確定した後、6月議会において、また改めて御報告させていただきます。

続いて地方債の件につきましては、担当係長より申し上げます。

○**新体育館建設プロジェクト担当係長** 地方債につきましては、合併特例債の起債とあります。当初予定しておりました用地費と補償費。

○**委員長** 繰越明許は7ページ、地方債補正は10、11ページです。

○**新体育館建設プロジェクト担当係長** 資料10ページの上から8個目。合併特例事業債新体育館につきまして減額をしております。ここにつきましては、用地費と補償費の部分が確定したものですから、その部分の減額により減額となっております。

○**委員長** 説明が終わりました。質疑を行います。委員より質問、意見のある方はお願いいたします。よろしいですか。

それでは、ないので、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないので、採決いたします。議案第32号塩尻市一般会計補正予算（第9号）中当委員会に付託された部分については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 御異議なしと認め、議案第32号平成29年度塩尻市一般会計補正予算（第9号）中当委員会に付託された部分については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 御審査をいただきまして、原案どおりお認めをいただきまして、大変ありがとうございました。なお、本会議でも御質問等ございましたとおり、これから設計施工の施工者の選定作業に入っております。また、委員会をお開きいただきまして、るる、経過を御説明申し上げて御協議をいただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長 この際、申し上げます。当特別委員会は3月19日本会議終了後にも予定をしております。なお、事務局、事務方の皆さんにはしっかりと資料を確認をして答弁をしていただくようお願いをいたします。

それでは以上をもちまして、新体育館に関する特別委員会を閉会といたします。大変御苦労さまでした。

午後2時04分 閉会

平成30年3月5日（月）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

新体育館に関する特別委員会委員長 永田 公由 印